

議案第 25 号

市立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

市立学校設置条例(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 39 号)第 2 条の規定により設置する幼稚園について次のとおり定める。

平成 28 年 5 月 27 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青 木 克 明

市立幼稚園は、平成 29 年度から、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付幼稚園に移行する。

(提案理由)

公立幼稚園は、原則として子ども・子育て支援新制度に移行する必要があるため。

市立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

1. 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）について

質の高い幼児期の教育と保育の総合的な提供等を目的として、平成 24 年 8 月に成立した、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、子ども・子育て関連 3 法に基づく制度です。

2. 新制度に移行した幼稚園について

下記①または②を選択することになりますが、市立幼稚園については、②の「施設型給付」幼稚園に移行することになります。

- ① 認定こども園…学校教育と保育を提供する施設
- ② 「施設型給付」幼稚園…学校教育のみ提供する施設

3. 新制度に移行した場合の主な変更点

- 利用者は、市町村に対し「保育の必要性」の認定を申請し、1号認定（教育標準時間認定）の認定証の交付を受けます。
- 利用者負担（保育料）については、実施主体である市町村が定めますが、原則として、世帯の所得状況に応じた応能負担となります。

4. これまでの経緯について

文部科学省は、平成 27 年度の新制度施行時から、すべての公立幼稚園は移行するという考え方でした。

しかし、教育委員会事務局として、在園中の保護者に対し、入園説明会で説明をしていないこと、また平成 24 年度に保育料を値上げした直後であり、サービス内容の変わらない中で、さらに保育料負担増となる世帯への配慮、また当時、平成 29 年度末での廃園を検討していた状況などを総合的に判断し、これまで、新制度に移行しない公立幼稚園として運営してきました。

5. 今後の方針について

国から引き続き新制度への移行を促す指導がある中、廃園時期を先送りするとした場合、旧制度のまま運営することは適当ではないと判断しました。そのため平成 29 年度から新制度の幼稚園に移行する必要があると考えます。

なお、本議案の議決後には新制度移行に係る条例等の改正の手続きを進めてまいります。